

**心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃・自動車燃料費の助成**

障害がある人の積極的な社会参加を促進するため、タクシー運賃または自動車燃料費のいずれかの助成券を交付しています（選択制）。交付を受けるためには、申請が必要です。

**タクシー運賃の助成額**  
 年額1万2千円（5000円×24枚）

**自動車燃料費の助成額**  
 前期分（4～9月分） 3千円（3000円×10枚）  
 後期分（10～3月分） 3千円（3000円×10枚）

**対象** 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設に入所していない人で、市民税所得割額（平成30年度課税）が16万円未満の人

① 身体障害者手帳1級または

② 療育手帳A1またはA2が交付されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級が交付されている人

※自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じである家族が、自動車を所有し運転する場合に限ります。

**持ち物** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑

※自動車燃料費の助成には、自動車のナンバーを確認しますので、車検証を持ってきてください。

**申請・問い合わせ先** 障害福祉課 ☎ 27・9981番、FAX 26・1767番



**排出ガス性能および燃費性能の優れた車両の軽自動車税を軽減します**  
**軽自動車税のグリーン化特例（軽課）**



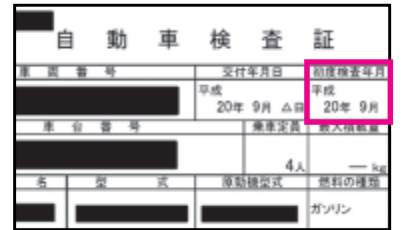
初度検査年月が平成30年4月～同31年3月の三輪、四輪の軽自動車では次の基準を満たす車両は、平成31年度分の軽自動車税に限り、特例が適用されます。

**問い合わせ先**  
 国税務課 ☎ 30-6140  
 FAX 22-1398

車種	通常の税率		グリーン化特例（軽課）適用税率			
	平成27年4月以降に初度検査を受けた車両		(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減	
軽四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
軽三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

**【軽減区分】**  
 (ア) 電気軽自動車・燃料電池軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減または平成30年排ガス規制適合)  
 (イ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排ガス基準50%低減(★★★★)かつ  
 [ 乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車  
 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車  
 (ウ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排ガス基準50%低減(★★★★)かつ  
 [ 乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車  
 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)はガソリン車(ハイブリッド車を含む)に限る。  
 ※初度検査年月、各基準の達成率は自動車検査証(車検証)でご確認ください。



▲自動車検査証(初度検査年月は上記の枠内に、各基準の達成率は備考欄に記載されています)

スマートフォンで、いつでも、どこでも、簡単に！

**スマホ決済サービス「LINE Pay 請求書支払いサービス」**  
**「楽天銀行コンビニ支払サービス」で納付できます**

平成30年10月から、スマートフォンで決済アプリ「PayB(ペイビー)」を使って納めることができるようになりましたが、4月からは「LINE Pay 請求書支払いサービス」、「楽天銀行コンビニ支払サービス」も利用可能となりました。「LINE」、「楽天銀行(「楽天ペイ」ではありません)」の各アプリで利用できます。

- ※「LINE Pay 請求書支払いサービス」、「楽天銀行コンビニ支払サービス」で納付する場合、領収書が発行されません。
- ※軽自動車の車検に使用する納税証明書が必要な場合は、彦根駅西口仮庁舎3階、支所・各出張所で無料で発行します。
- ※バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、指定納期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの(LINE Payは上下水道料金のみ5万円以上)は取り扱いできません。
- ※詳細は、各アプリのホームページをご確認ください。
- 【LINE Pay】 <https://line.me/ja/pay>
- 【楽天銀行アプリ】 <https://www.rakuten-bank.co.jp/lp/app/>

**問い合わせ先** 国税務課 ☎ 30-6108、 国納税課 ☎ 30-6109、 国保険料課 ☎ 30-6145、 上下水道料金お客様サービスセンター ☎ 27-2802



- 納付できる科目**
- ▶ 市県民税(普通徴収)
  - ▶ 固定資産税・都市計画税
  - ▶ 軽自動車税
  - ▶ 国民健康保険料(普通徴収)
  - ▶ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
  - ▶ 介護保険料(普通徴収)
  - ▶ 上下水道料金

**重課税率の適用車両**

平成31年度以降、初度検査年月が平成18年3月以前の三輪、四輪の軽自動車は重課税率が適用されます。税率は右表のとおりです。

車種	重課税率		
軽四輪	乗用 自家用	12,900円	
	乗用 営業用	8,200円	
	貨物	自家用	6,000円
		営業用	4,500円
軽三輪	4,600円		

**「医療費のお知らせ」と「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します**

**医療費のお知らせ**  
 国民健康保険および後期高齢者医療の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。皆さんが負担している保険料などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診を心がけていただくよう、今年度も引き続き実施します。

この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を、国民健康保険の加入者には世帯ごとに年6回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年3回、お知らせしているものです。

※「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができますので、大切に保管してください。

**ジェネリック医薬品差額通知**  
 加入者のうち、調剤薬局から薬を処方されている人で、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合、自己負担額が軽減できる可能性がある人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。

この通知は、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合に軽減できる金額の目安を記載したもので、国民健康保険の加入者には加入者ごとに年4回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年2回お知らせしているものです。

その他の医療保険に加入している人は、それぞれご加入の医療保険者にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 国保険年金課 ☎ 30・6112番、 FAX 22・1398番、 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077・5222・3013番、 FAX 077・5222・3023番